参考資料１
（議題）

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について

１　現基本構想

（1）経緯

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下、「バリアフリー法」という。）第 25 条に基づき基本構想を平成 27 年９月に策定しました。この中で特にバリアフリー化を推進する地区を重点整備地区（茅ケ崎駅及び北茅ケ崎駅周辺地区）と定め、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。バリアフリー化の対象者は日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（高齢者、障がい者、妊産婦、けが人等）となり、本市でも３人に一人が該当し、この対象者は増加傾向となります。

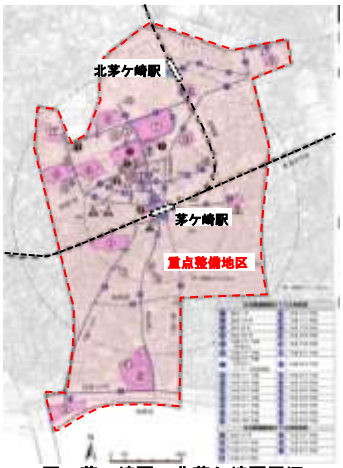

図　茅ヶ崎駅・北茅ケ崎駅周辺
重点整備地区

・平成 27 年９月　基本構想の策定
・平成 28 年 10 月　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会（附属機関）の設立
　　心のバリアフリー推進を目的とする同協議会市民部会の設立
・令和２年８月　基本構想の一部改定
　　→実施計画（総合計画）の延伸に伴い計画期間を２年間延伸
　　（平成 27 年度から令和４年度まで（当初は令和２年度まで））

（2）特定事業計画の進捗率

33%（116/353 事業、令和３年度末時点）

（3）課題

・特定事業計画の進捗率の向上
・協議会におけるＰＤＣＡマネジメントサイクルや特定事業者との連絡体制の強化
・重点整備地区内における設計段階でのバリアフリー化の確認
・公共が行う事業の推進

２　改定の必要性

バリアフリー化は、ハード施策では改修等の機会に法令等に従い実施されていますが、義務的に必要最低限な対応、事業者主体ゆえに利用者目線の欠如や事業者の意識の低さ等まだまだ他人事として扱われている状況です。ソフト施策に関してもハード面を補完し両輪で強固な対応をすべきことが形骸化し、事業者間でも差が明白です。少子高齢化や生産年齢人口の減少等の要因により生産性の低下、官民問わず財源確保の難化となる中、安定した人流の創出が経済やまちづくりの基盤を構成することは必然です。

バリアフリー法は義務化等の効力がなく重点整備地区の設定によるバリアフリー整備漏れの防止、最低水準を維持している状況です。今回の改定では、活気ある市民部会の活動を軸にソフト施策から事業者の意識を抜本的に変え、ハード施策の進捗率向上、全市的なバリアフリー化の底上げに注力します。以上により基本構想の改定は必要です。